(9)　共同製作団体間の契約は、

(a)　製作に使用した素材であって最終的な保護をかけた複製のためのものの十分な数のコピーを全ての共同製作団体のために作成することを定める。各共同製作団体は、保護をかけた複製のための素材のコピーの所有団体であるものとし、必要な複製を作成するために使用する権利を有する。また、各共同製作団体は、共同製作団体間で合意した条件に従って原盤を利用することができる。当該条件は、少なくとも、各共同製作団体が映画の有形の要素の共同保有団体である旨の条項を含むものとし、全ての素材が著作権で保護され、及び両共同製作団体の合意によってのみ使用することができることを保証するものとする。

　原盤は、各共同製作団体が利用することができるであろう現像所であって共同製作団体が共同で合意するものにおいて、共同製作団体の共同名で登録すべきである。

(b)　次の費用に関し、各共同製作団体の支払責任を定める。

(i)　権限のある当局による共同製作映画としての暫定的な確認又は承認を拒否されたプロジェクトの準備に要した費用

(ii)　暫定的な確認又は承認を与えられたが、当該確認又は承認の条件を遵守することができなかった映画の製作に要した費用

(iii)　確認され、又は承認された共同製作映画の公開の許可が共同製作団体の国のいずれかにおいて与えられなかった場合の当該映画の製作に要した費用

(c)　映画の利用による収入（輸出市場からの収入を含む。）の共同製作団体間の配分に関する仕組みを定める。収入の配分は、原則として共同製作団体のそれぞれの貢献の合計に比例すべきであり、権限のある当局による確認又は承認に従うものとする。当該配分は、収入若しくは市場の配分又はその双方の組合せから成る。

(d)　当該映画の製作に対するそれぞれの貢献が完了する期限の日を明記する。

(e)　共同製作団体が共同製作映画についての著作権を共有し、及び各共同製作団体が共同製作映画のタイトル・シークエンスに製作者のクレジットを付することを規定する条項を含める。

(10)　共同製作映画には、当該映画が日中共同製作若しくは中日共同製作であることを示す独立したクレジット・タイトル又は適当な場合には日本国、中国及び第三国の参加を示すクレジットを付するものとし、権限のある当局のロゴを付することができる。

(11)　権限のある当局は、協定の効果的な実施を促進するため、他の国との間で締結される新たな協定について相互に通報する。

○外務省告示第百九十号

サモア独立国政府は、平成十五年十月三十一日にニューヨークで採択された「腐敗の防止に関する国際連合条約」の加入書を平成三十年四月十六日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、その第六十八条2の規定に従い、平成三十年五月十六日にサモア独立国について効力を生じた。

（平成三十年四月十八日付け国際連合事務総長書簡）

平成三十年五月二十八日

外務大臣　河野　太郎

○厚生労働省告示第二百三十四号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十条の規定に基づき、平成三十年産あへんの納付期限を次のように定めたので、同条の規定により告示する。

平成三十年五月二十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

種類	栽培区域	納付期限
けし耕作者	岡山県美作市 北海道名寄市 茨城県つくば市 東京都小平市	平成三十年八月三十一日
甲種研究栽培者	長崎県長崎市 鹿児島県熊毛郡中種子町	平成三十年九月二十八日

○農林水産省告示第千七十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき、次のように生産業者の住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

1　生産業者の住所の変更

登録番号	生第89237号
変更前	岩手県奥州市水沢区佐倉河字仙人49番地
変更後	岩手県奥州市水沢佐倉河字仙人49番地

○農林水産省告示第千百八十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、平成十六年九月三十日農林水産省告示第千七百七十九号（租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年五月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後		改正前	
（削る）	（削る）	全国農業協同組合連合会広島県本部三次食肉加工センター	広島県三次市栗屋町米丸千八百八十五番地

○農林水産省告示第千百八十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

1　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1	品種登録の番号　第26691号
2	品種登録の年月日　平成30年5月16日
3	登録品種の属する農林水産植物の種類
	Malus Mill.
4	登録品種の名称　雪（ゆき）いわて
5	育成者権の存続期間　30年
6	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
	岩手県
	岩手県盛岡市内丸10番1号
7	出願公表の年月日　平成28年9月9日

II　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

　登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　滋賀県甲賀市信楽町中野字北垣外一七九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）